# 令和**6**年度 九州老人福祉施設職員研究大会(宮崎大会)

開催期日: 令和6年10月31日(木)-11月1日(金)

会場:フェニックス・シーガイア・リゾート

シーガイアコンベンションセンター

参加申込・宿泊・シャトルバス等のご案内

【業務取扱】 名鉄観光サービス株式会社 宮崎支店

# ご挨拶

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび「令和6年度九州老人福祉施設職員研究大会」が宮崎県にて開催されますことを 心よりお祝い申し上げます。

開催にあたり全国各地から大会にご参加いただく皆様方のご便宜を図り、より一層ご満足いただける大会になりますよう、当社【名鉄観光サービス㈱宮崎支店】がご参加皆様方の大会参加申込・宿泊・交流会・昼食(弁当)等のご案内をさせていただくことになりました。

社員一同すべての面において万全の準備を行い、ご参加の皆様方に心からご満足いただけますよう、大会事務局様および関係各方面とも協力し、本大会の成功に向けてお手伝いをさせていただきます。

皆様方のご来宮を心よりお待ち申し上げております。

謹白

令和6年7月吉日

名鉄観光サービス株式会社 宮崎支店 支店長 松尾 亮

## 1 大会参加費のご案内

### (1)参加費用: 1人 13,750円 / 非会員 1人 19,250円

- \*会員とは、九社連老人福祉施設協議会の正会員及び準会員をいう。
- \*会員施設に属する法人内のグループホーム、小規模多機能型施設、訪問介護事業所については、 1人 13,750円とする。

### 2 シャトルバスのご案内

(1)バス設定日 :10月31日(木)および11月1日(金)

(2)旅行代金:1回500円(税込)

(3)乗車場所・時刻:下記「運行スケジュール」をご参照ください

なお、お申し込みは先着順となります。ご希望便が定員に達した場合は、別便をご選択ください。

- ※シャトルバスは募集型企画旅行旅行契約となります。\*1便につき最少催行人員1名
- ※道路混雑状況により、時間が変動する場合がございます。
- ※運行バス会社:美登観光バス、永峰観光バス、大清観光バス

### 【10月31日(木) 運行スケジュール】

宮崎駅発 シーガイアコンベンションセンター行き

発着場所	1便	2便	3便
宮崎駅東口発	11:15	11:45	12:00
<b>\</b>	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$
シーガイアコンベンション センター着	11:35	12:05	12:20

### シーガイアコンベンションセンター発 宮崎市街地行き

発着場所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
シーガイアコンベンション センター発	17:20	17:30	17:40	17:50	18:00	18:10
$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$
宮崎駅東口着	17:40	17:50	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$
橘通三丁目バス停 (北向き)着	18:05	18:15	18:10	18:20	18:30	18:40

### 【11月1日(金) 運行スケジュール】

宮崎市街地発 シーガイアコンベンションセンター行き

発着場所	1便	2便	3便	4便	5便	6便
橘通三丁目バス停 (南向き)発	8:15	_	8:25	8:35	_	8:45
宮崎駅東口発	$\downarrow$	8:20	$\downarrow$	$\downarrow$	8:40	$\downarrow$
$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$
シーガイアコンベンション センター着	8:45	8:50	8:55	9:05	9:10	9:15

### シーガイアコンベンションセンター発 宮崎駅行き

発着場所	1便	2便	3便
シーガイアコンベンション センター発	12:20	12:30	13:00
$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$	$\downarrow$
宮崎駅東口着	12:40	12:50	13:20

橘通三丁目バス停

### 宮崎駅東口



※バス停の前後に配車します



# 3 宿泊のご案内

### (1)宿泊設定日:10月30日(水)・10月31日(木)・11月1日(金)

10月30日(水)宿泊は「申込番号1~8」、 11月1日(金)宿泊は「申込番号1、2」のホテルのみで設定しております。

なお、お申し込みは先着順となります。定員に達した場合、ご希望に添えない場合がございます。 禁煙・喫煙のご希望は部屋数の関係でご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。 ※宿泊は募集型企画旅行旅行契約となります。\*最少催行人員1名

※旧/10   10   10   10   10   10   10   10						
申込 番号	地区	ホテル名	部屋 タイプ	旅行代金 (1泊1名あたり 宿泊代・税込)	食事条件	会場 アクセス
1-S	会場降	シェラトン・グランデ・オーシャンリゾート	ツイン 1名利用	22,000円	1泊朝食付	会場隣
1-T	会場降	シェラトン・グランデ・オーシャンリゾート	ツイン 2名利用	14,300円	1泊朝食付	会場隣
2	宮崎市街	ホテルメリージュ	シングル	8,800円	1泊朝食付	車で約21分
3	宮崎市街	ホテルマリックス	シングル	9,900円	1泊朝食付	車で約22分
4-S	宮崎市街	コンフォートホテル宮崎	ツイン 1名利用	14,000円	1泊朝食付	車で約21分
4-T	宮崎市街	コンフォートホテル宮崎	ツイン 2名利用	9,800円	1泊朝食付	車で約21分
5	宮崎市街	アートホテル宮崎 スカイタワー	シングル	11,880円	1泊朝食付	車で約17分
6-S	宮崎市街	宮崎観光ホテル西館	ツイン 1名利用	18,850円	1泊朝食付	車で約18分
6-T	宮崎市街	宮崎観光ホテル西館	ツイン 2名利用	14,450円	1泊朝食付	車で約18分
7-S	宮崎市街	宮崎観光ホテル東館	ツイン 1名利用	20,500円	1泊朝食付	車で約18分
7-T	宮崎市街	宮崎観光ホテル東館	ツイン 2名利用	16,100円	1泊朝食付	車で約18分
8	宮崎市街	ホテルルートイン 宮崎橘通	シングル	8,800円	1泊朝食付	車で約19分

申込番号	地区	ホテル名	部屋 タイプ	旅行代金 (1泊1名あたり 宿泊代・税込)	食事条件	会場 アクセス
9	宮崎市街	プリンススマートイン宮崎	シングル	9,900円	1泊朝食付 おにぎり2個・ 味噌汁朝食	車で約21分
10	宮崎市街	エアラインホテル	シングル	9,900円	1泊朝食付	車で約21分
11-S	宮崎市街	宮崎マンゴーホテル	ツイン 1名利用	12,000円	1泊朝食付	車で約18分
11-T	宮崎市街	宮崎マンゴーホテル	ツイン 2名利用	9,900円	1泊朝食付	車で約18分
12-S	宮崎市街	JR九州ホテル宮崎	シングル	18,000円	1泊朝食付	車で約18分
12-T	宮崎市街	JR九州ホテル宮崎	ツイン 2名利用	16,000円	1泊朝食付	車で約18分
13	宮崎市街	ホテルマイステイズ宮崎	シングル	11,500円	1泊朝食付	車で約21分
14	宮崎市街	ケイズストリートホテル宮崎	シングル シャワー ブースのみ	9,000円	1泊朝食付	車で約19分

各宿泊施設の手配人員が満員に達した場合は、上記宿泊施設以外へご案内する場合がございます。 予めご了承下さい。

### 【ホテル別ご注意事項】

- ◇申込番号9 プリンススマートイン宮崎 朝食は、おにぎり2個(大きめサイズ)とお味噌汁になります。 簡易的なメニューになりますのでお申し込みの際、ご注意ください。
- ◇申込番号14 ケイズストリートホテル宮崎 浴室は、シャワーブースのみとなります。バスタブがございませんので、 お申し込みの際ご注意ください。





### 4 ご旅行条件の要約

この旅行は、名鉄観光サービス㈱(以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下、「旅行契約」といいます)を締結することになります。旅行契約の内容・条件は、パンフレット、別途お渡しする旅行条件書、出発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

#### ●申込方法と契約の時期

- (1)旅行のお申込みは所定の申込書にご記入の上、旅行代金を添えてお申込みください。当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を収受した時に契約が成立します。電話、郵便、FAX、インターネット等より予約いただいた場合は、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から 起算して3日以内に申込み手続きをお願いします。
- (2)旅行代金は、「お支払い対象旅行代金」又は「取消料」、「違約料」の一部として取扱います。
- (3)団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の 代理権を契約責任者が有しているとみなします。
- ●旅行代金のお支払い
- (1)旅行代金全額お支払いの場合は弊社が指定する期日までにお支払いください。
- (2)申込金と残金を分けてお支払いの場合は、お一人様につき以下の申込金をお支払いいただきます。
  - 30.000円未満・・・・・・・・ 5.000円以上旅行代金まで
  - 30,000円以上60,000円未満・・・・・・10,000円以上旅行代金まで
  - 60,000円以上・・・・・・・・・ 20,000円以上旅行代金まで
- (3)残金は旅行開始日の前日からさかのぼって21日前にあたる日より前(お申込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払いください。
- ●旅行代金に含まれるもの
- (1)旅行日程に明示された宿泊費、食事及び消費税等諸税。
- (2)上記の諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- ●取消料

(1)お客様はいつでも次による取消料をお支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。

解除期日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

- ■取消の受付基準日は、当社の営業日・営業時間内(月~金/9:30~17:00)のFAX受信を基準といたします。 申込締切後、取消の際は必ずメール又はFAXにてご連絡をお願いいたします。
- ■取消後の返金は、大会終了後、取消料を差引のうえ送金させていただきます。事務処理の都合で多少日数がかかることがございますので 予めご了承ください。
- ■大会参加費につきましては、入金後ならびに8月17日(土)以降の参加取消につきましては返金いたしません。 大会資料の発送をもってかえさせていただきますので、予めご了承ください。

#### ●特別補償

お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体または手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

#### ●旅程保証

当社はパンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款(募集型企画旅行の部第29条別表左欄)に掲げる重要な変更が生じた場合は 同条に定めるところによる変更補償金をお支払いいたします。

#### ●基準日

この旅行は2024年7月1日現在の運賃・料金を基準にしております。又この旅行条件は2024年7月1日を基準にしています。

# 5 その他のご案内

#### ○募集型企画旅行

本大会の「宿泊プラン」は名鉄観光サービス㈱が旅行企画・実施するものであり、お申し込みいただくお客様は、当社と 募集型企画旅行契約を締結することになります。詳しい旅行条件を説明した書面につきまして、P.10~12をご確認ください。 ※契約の内容条件につきましては、お申し込み前に当社の店頭またはホームページでも確認いただけます。

名鉄観光サービスホームページ(<a href="https://www.mwt.co.jp/">https://www.mwt.co.jp/</a>) ⇒ TOPページ右下部⇒各種約款・条件書等について⇒ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行の部)

#### ○個人情報の取扱いについて

名鉄観光サービス株式会社は、お申し込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や輸送・宿泊機関等の 提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関及び手配代行者に提供 いたします。また、大会事務局の要請に基づき、名簿作成のために情報を提供いたします。

それ以外の目的でご提供いただく個人情報は、利用いたしません。

※上記の他、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、当社店頭またはホームページにてご確認ください。

#### 【セキュリティの確保について】

個人情報保護方針、個人情報保護の対応について

http://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml

○旅行条件·旅行代金の基準 この旅行条件·旅行代金は2024年7月1日を基準としています。

《最少催行人員》1名

- 《添乗員》同行いたしませんので、ホテルへのチェックインはお客様ご自身で行っていただきます。
- ※詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込みください。
- ※この書面は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部になります。
- ※現地までの交通費等諸費用・クリーニング代・電報・追加飲食費等 個人的性質の諸費用及び それに伴う税・サービス料金は含まれません。
- ※昼食(弁当)の取扱いに関しては、旅行契約ではございません。
- ※旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を収受した時に成立します。

## 6 参加申込方法のご案内・お問い合わせ先

■専用サイトにて参加申し込み

http://www.mwt-mice.com/events/m-rousakyo2024



申込み完了時に、登録されたメールアドレスに参加登録完了と参加費振込みのご案内を送信させていただきます。 注1: 翌営業日を過ぎても申込完了メールが届かない場合は、名鉄観光サービス㈱宮崎支店(0985-26-1414)まで必ずご連絡ください。

注2: お使いのパソコン等でセキュリティのためメールの受信拒否設定をされてある場合は、「@mwt.co.jp」ドメインからのメールが 受信できるよう予め設定をお願いいたします。

■参加申し込み締切は<u>2024年8月16日(金)</u>です。

申し込み締め切り後(9月20日以降)、参加券・各種利用券・請求書を送付いたします。

- ■申込締切日8月16日(金)までの変更・取消は、参加者ご自身にて専用サイトで変更等の操作をしてください。 締切日以降(8月17日(土)から)の変更・取消は、専用サイト上にある「変更・取消依頼書」をダウンロードしていただき、 名鉄観光サービス㈱宮崎支店までメール・FAXでご連絡ください(お電話での変更取消は致しかねます。)。
- ■参加費入金後ならびに、8月17日(土)以降の参加取消については、原則として参加費用の返金はせず、大会資料の送付をもって かえさせていただきます。 予めご了承ください。

### 名鉄観光サービス株式会社 宮崎支店

〒880-0001 宮崎県宮崎市橘通西2-4-20 アクア宮崎ビル5階 観光庁長官登録旅行業第55号 日本旅行業協会会員 旅行業公正取引協議会会員 総合旅行業務取扱管理者 松尾 亮

TEL:0985-26-1414 FAX:0985-20-7355

mail: Miyazaki-mice@mwt.co.jp

【営業時間 9:30~17:00(月~金) 土・日・祝日は休業】

担当者:出口 正章





旅行業公正取引協議会会員

旅行業取扱管理者は、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。 この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記取扱管理者にお尋ねください。

【九営本承認: No.S24-0610】

### ご旅行条件書(国内・募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

#### 観光庁長育登録旅行業第55号 **名鉄観光**サービス 株式会社

#### 1.募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、名鉄観光サービス株式会社(愛知県名古屋山中村区名駅南2丁回14番19号、鉄光片及台登録旅行業第55号。以下「当社」といいます。)が統行全画集飾するものであり、旅行任参加されるお客様は、当社と募集地で画家行契約(以下「旅行契約」といいます。)を総約することになります。
- (2) 「国内旅行」とは、本邦内のみの旅行をいいます。
- (3) 旅行契約の内容条件はこの条件書によるはかパンフレット等、出 発前にお渡しする確定書面(最終日程表)及び当礼旅行業約款等集 型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、 当社にご請求ください。
- (4) 当れは、お客様が当れの定める旅行日程に従って選送・宿泊機関の提供する運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス)といいます。)の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。当社は自ら旅行ナービスを提供するものではありません。

#### 2.旅行のお申込み及び契約の成立時期

- (1) 旅行のお申込みは、当社又は旅行業法に規定された受託旅行業 者の営業所(以下併せて「当社ら」といいます。)にて、所定の申込書 に所定事項をご記入のうえ、(5)の申込金を添えてお申込みください。
- (2) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段により旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合学的の対点でお契約は成立していません。当社らが予約の承諾をする旨を運知した日の翌日から起算して3日以内に(1)の中込み手続きをお願いします。たたし、特定期度、特定ニースにつきよしては、別述パンフレット等に定めるところによります。
- (3) お答様との旅行契約は、当社らが予約の承託をし、申込金を受積した時に成立するものとします。なお、電話、部便、ファクシミリ、インターネット等の通信手段でお申込みの場合であっても、遺信契約によって契約を成立させるときは第25項(2)の(イ)の足めによります。
- (4) お客様が(2)の期間内に申込金を提出しない場合は、当社らは、予約がなかったものとして取り扱います。
- (5) お申込みの際、おひとい様につき以下の申込金をお支払いただ きます。主込金は、「お支払対象旅行代金」又は「取消料」、「連約 料の一部又は全部として取り扱います。

(公 区	申込金 (おひとり)		
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで		
旅行代金が3万円以上8万円未満	10,000円以上旅行代金ま		
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで		

この表における旅行付金は、「お支払ち募旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

#### (6) ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の担由で 旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、 以下により、お各様と特別を結んで、当社がお各様と旅行契約を締結 することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い (以下「ウェイティングの取扱い」といいます。)をすることがあります。

- (ア) 否定核がウェイティングの取扱いを希差する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちしただける即属(以下「ウェイティング期間。といいます。)を確認のうえ、中込書と口込金相当領をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず。また、当社は、将来に、然行契約が成立することをお約束するよのではありません。
- (イ)当生は、前(ア)の中込金相当額を「預り会」として保管し、お客様と旅行契約の練器が可能となった時点でお客様に旅行契約の締器を承託した旨を選加するとともに預り会を申込会に充当します。
- (ラ)旅行契約は当社が前(イ)により、旅行契約の締結を承請した 旨の均知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (工)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (オ)当社は、ウェイティング期間内で当社が旅行契約の締結を承 請する旨を刊答する前にお客様からウェイティングの取扱い を解除する旨の申し出があった場合は、押り命の全額をお客 様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの 取扱いを新除する旨の申出が取料本大家期間にあったとき でも当社は取消料をいただきません。
- (7) 当社らは、(6)のお得ちいただける期限までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り全は全額払い戻しいたします。
- (8) 当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているとみなします。契約責任者は、当社らが定める日までに、権成者の名簿を当社にご提出いただきます。当社らは、契約責任者が権政者に対しては、何ら責任を負うものではありません。また、当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行関連後においては、あらかじめ契約責任者が遂任した権政者を契約責任者とみなします。

#### 3.お申込み条件

- (1) お申込み時点で未成年の方は、原則として栽権者の方の同意 書をご提出いただきます。
- (2) 旅行関連時点で15歳未満の方は、製権者の方のご同行を条件 とおせていただく場合があります。
- (3) 特定旅客酒を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年旅、資格、技能その他が、当社の推定する条件に合致しない場合はお申込みをお乗りする場合があります。
- (4) 健康を含している方、車椅子などの委員をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー動物アレルギーのあった。妊娠中の方、妊娠中の方、妊娠中の方、妊娠中の方、妊娠中毒力が重視した。 有者大・肺・博犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別会配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにあ申し出ください)。あらためて当社からご案内中し上げよすので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (5) 前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な針面 内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお何いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- (6) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同代者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りた、又は旅行契約を解除させていただくことがあります。おお、お客様からのお中心出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する要用は原則としてお客様の負担とします。
- (7) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により会師の診察又 は加療が必要であると当社が判断した場合は、必要な処理をとることがあります。これに係る 切の費用はお客様の負担となります。
- (8) お警様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、 コースにより、創金条件によりお受けすることがあります。
- (9) お客様のご都合により旅行の行場から膨脱される場合は、その 旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定目時等の連絡が必 事です。
- (10) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑を 実施をあげると当社が判断する場合には、お申込みをお断りすることがあります。
- (11) お答様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判別した場合は、お中込みをお断りする場合があります。
- (12) お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引 に関して脅迫的な言動者しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申込みをお断りすることがあります。
- (13) お客様が風銭を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を業損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お中込みをお称りすることがあります。
- (14) その他当社の業務上の都合があるときには、お事込みをお明 りすることがあります。

#### (ア) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、4.契約書面及び確定書面(最終日程表)の交付

- (1) 当社らは、旅行契約が成立した場合は返やかに旅行口程、旅行 リービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項 を記載した書面(以下「契約書面、といいます。)をお客様にお渡し します。なれ、この条件書及がアンフレット等、か支払対象旅行代金 の領収証、確定書面(最終日任表)は契約書面の一部となります。
- (2) 確定した旅行日程、那型機の保名、列車名及び召泊ホテル名、 集合場所及び時刻等が記載された確定書面(最終日任表)を遅く とも旅行開始日の前日までにお譲しします。ただし、旅行開始日の 前日から起算してきかのぼって7日日に当たる日以降に旅行の中込 みがなされた場合には、旅行開始日までにお譲しします。また、お渡 し期日前であってもお問い合わせいただければ、手副内容について ご説明いたします。
- (3) 当社が手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、確定書面(最終日程表)に記載するところに特定されます。

#### 5.お支払対象旅行代金

- (1) 「お支払対象旅行代金」(以下単に「旅行代金といいます。)とは、バンフレット等に記載の旅行代金」と(ア)」治加代金」の合計から(イ)「割り代金」を置し引いた領をいいます。「旅行代金」は「申公金」、「取資率」、「進約料」、「変更補償金」の額を算出する線の基準となります。
- (2) 「追加代金」、「割51代金」とは、当社がパンフレット等に表示した 以下のものをいいます。

#### (ア) [油加化金1

- 8.お客様の希望によりまた当社が他のお客様との相部屋をお受けしないことを明示した場合に1人部屋を使用される場合の追加代金
- b.ホテル又はお部屋の等板アップ等の「アップグレード」追加付金 c.「グリーン車追加代金」等と称する列車、例2機等の使用座席 の等級を実による追加付金

- d.「食事なレプラン」、「観光なレプラン」等を基本とする場合の「食事つきプラン」、「観光つきプラン」等への変更のための迫加代金
- o.「延拉フラン」等と称する延泊のための追加代金 "その他「OCフラン」。「OC追加代金」とパンフレット等に記載 した追加代金

#### (イ) [割引代会]

- a. トリブル制引代金 | 等とし、1部屋に3人以上のお客様が得泊することを条件とした制引代金
- b.「子供割引代金 | 等年齢その他の条件による割引代金
- c.その他「〇〇割引代金Jとパンフレット等に記載した割引代金

#### 6.旅行代金のお支払

旅行代令は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目 に当たる日より前に全額お支払いただきます。旅行開始日の前日から返算してきかのぼって21日目に当たる日以降にお申込みの場合 は、旅行開始日本の当社が指定する毎日までにお支払いただきます。ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

#### 7.「パンフレット等に記載の旅行代金」に含まれるもの

- (1) 旅行日曜に明示された以下のものが含まれます。 (ただし、旅行日報に「お客様負担」と記載したものを除さます。) (ア) 航空運音及び解析・鉄道電音等(コースにより等級が異なり。
  - ます。) (-イ)パス代金・ガイド代金・入場料等の観光代金
  - (ウ) 宿泊代金及び税・サービス料金
  - (工)食事代金及び税・サービス料金
  - (オ)団体行動中の心付け
  - (力)添乗員が同行するコースの添乗員同行代金
  - (キ)その他パンフレット等で含まれる旨明示したもの
- (2) (1)の諸晋用は、お客様のご都合により一部利用されなくても原則として払戻しばいたしません。

#### 8.「バンフレット等に記載の旅行代金」に含まれないもの

- 第7項の他は含まれません。その一部を例示します。
- (ア) 白宅から集合・解散場所までの交通費・宿泊費等
- (-イ) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)
- (ウ) クリーニング代金、電郵電話料金、ホテルのボーイ・メイド等へのチップ、その他迫加減急等個人的性質の結費用、及びこれらに伴う税・サービス料
- (工) 傷害・疾病に関する医療芸等
- (オ)「オブショナルツアー」等と称に、玩地にて希望者のみを募って 実施する小旅行等の代金
- (カ)「〇〇ブラン」、「〇〇追加代金」とパンフレット等に記載した追加代金
- (キ) 空港旅客施設使用料(パンフレットに利示した場合を営きます)

#### 9.旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の成立後であっても、天災地震、戦乱、暴動、基 遂・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の通 行計画によらない運送サービスの提供その他の当初の関与し得ない 事由が生した、場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため や心を得ないとは、お客様にあらがよの過せかに当該事由が当社 の関与し付ないものである理由及び当該事由との因果関係をご辞 明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行契約の内容を 変更することがあります。ただし、異常の場合においてや心を得ない ときは、変更後にご説明します。

#### 10.旅行代金の額の変更

- 当社は、旅行製的網を役には、次の場合を除き旅行代令の変更は ー切しません。
- (ア)利用する運送機関の運賃・料金が基しい解済情勢の変化等に より強常規定される程度を大幅に超えて設訂されたとぎは、そ の故証差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を措 額変更するときは、旅行開始日の前日から起発してさかのぼっ て15日目に当たる日より前にお客様に選加します。
- (イ)当たは、(ア)の定める選用運告・等金の大幅な緊張がなされる ときに、(ア)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金 を減続します。
- (ウ)旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、その変更差額が対旅行代金を設額します。
- (工)第3項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が着 紅又は減少したときは、サービスの選供が行われているにもか かわらず運送・治治機関等の座隔・部屋その他の誘致量が不 足したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による変更の場 合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
- (オ)当社は、運送・省泊機関等の利用人数により取行代金が異なる 旨を契約書面に配配した場合、旅行契約の成立後に当社の責に 帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、 バンフレット等に記載したところにより旅行代金を変更します。

#### 11.お客様の交代

- お客様は、当社の承諾を得た場合に限り旅行契約上の地位を当 該お客様が指定した別の方に譲り渡すことができます。この場合、当 社所定の用紙に必要事項をご記入のうえ手数料(おひとり様につき 10,000円・税別)と共に当社にご提出していただきます。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は当社が季諾し、(1)の手数料を当社 が受領したときに限り効力を生じ、以降旅行契約上の地位を譲り受 けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するこ とになります。

#### 12.お客様の解除権(旅行開始前)

(1) お客様は第2項の旅行契約成立後いつでも、次による取消料をお 支払いいただくことにより旅行契約を解除することができます。ただ し、契約解除のお申出は、当社らの商業日・商業時間内にお受けします ので、旅行お申込み時に営業時間等をお客様ご自身でもご確認くだ

解除期日	取 消 料(おひとり)	
イ。旅行開始日の前日から起算して さかのぼって20日目(日月り旅 行にあっては10日目)に当たる 日以降8日目に当たる日まで	旅行代金の20%	
ロ.旅行開始日の前日から起算して さかのぼって7日目に当たる日 以降前々日に当たる日表で	旅行代金の30%	
ハ、旅行開始日の前日	旅行代金の40%	
二、旅行開始日当日	旅行代金の50%	
ホ.無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%	

特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるとごろ によります。

- (2) 次に該当する場合は、お客様は取消料を支払うことなく旅行契 約を解除できます。
  - (ア)契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表 左欄に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。 (2) 経除の効果及び拡戻し
  - (イ) 第10項(ア)の規定に基づいて旅行代金が増額されたとき。
  - (ウ) 天災地変、戦制、暴動、運送・作泊機関の旅行サービスの提供 の中止,官公署の命令その他の事由が生じた場合において. 旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能と なる可能性が極めて大きいとき。
  - (工) 当社がお客様に対し、第4項(2)に定める期日(旅行開始日の) 前日まで ただし 旅行国が日の前日からさかのぼって7日目に 当たる日以降に旅行の申込みがなされた場合には、旅行開始 日まで)までに確定書面(最終日程表)を交付しなかったとき
  - (オ) 当社の責に帰すべき事由により、契約書席に記載した旅行日 程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約が解除されたときは、既に収受して いる旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を 払い戻します。また、(2)により旅行契約が解除されたときは、既に 収受している旅行代金(又は申込金)の全額を払い戻します。
- (4) 旅行契約成立後に、お客様のご都合によりコース又は出発日を 変更された場合は、取消し後に再予約を行うこととなり、(1)の政 消料の対象となります。

#### 13.お客様の解除権(旅行開始後)

- (1) 旅行開始後において、お客様のご都合により旅行契約を解除又は 17.契約解除後の帰路手配 - 時離脱をした場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の拡戻しを いたしません。
- (2) お客様の責に帰さない事由により旅行日程表に従った旅行サービ スの提供を受けられなくなったときは、お客様は不可能になった旅行 サービス提供に係る部分の旅行契約を解除することができます。この 場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった旅行サービスに係る費 口から、当社が当該サービスを提供する運送・宿泊機関等に支払又は これから支払うべき取消率、違約料その他の名目による費用を差し引 いて払い戻します。

#### 14. 当社の解除権(旅行開始前)

- お容様が第6項に定める斯口までに旅行代金のお支払がないと きは、当社は、お客様が旅行に参加される意思がないものとみなり、 当該期日の翌日に旅行契約を解除します。この場合は第12項に定 める取消料と同額の違約料をお支払いただきます。
- 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由をご説明して、 旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
  - (ア) お智様が、当社があらかじめ明示していた性別、年齢、資格、技能 その他の旅行参加条件を満たしていないことが判明したとき。
  - (イ)お客様が病気必要な介助者の不在その他の事由により、当 診旅行に耐えられないと当社が認めるとき。
  - (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ばし、又は団体旅行の円滑 な実施を妨げる恐れがあると当社が認めるとき。

- (T)お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求め たとき。
- (オ) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的 勢力であると判りしたとき。
- (力)お客様の数がハンフレット等に記載した最少催行人員に達し なかったとき。この場合は旅行開発日の前日から起算してき かのぼって13日目(日保り旅行については3日目)に当たる日 より前に、旅行の中止を通知します。
- (主)スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当 社があらかじめ表示した旅行実施条件が成立しないとき、又 はそのおそれが極めて大きいとき。
- (ク) 天災地震、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提 供の中止、官公園の命令その他の当社の関与し得ない事由 が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程の安全 かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが 極めて大きいとき。
- (3) 当社は、(1)により旅行契約を解除したときは、既に収受してい る旅行代金(又は申込金)から違約料を差し引いて払い戻します。 (2)により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金 19.当社の指示 (又は申込金)の全額を払い戻します。

#### 15.当社の解除権(旅行開始後)

- (1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契 約の一部を解除することがあります。
  - (ア)お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅 行の継続に耐えられないとき。
  - (イ)お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その 他の者による当社の指示への連門。これらの者又は同行する 他の旅行者に対する暴力又は脅迫などにより団体行動の規 律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - (ウ)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的 勢力であると判明したとき。
  - (工)天災地変,戦乱,暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供 の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が 生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。
- - (ア)(1)により旅行契約の解除が行われた場合であっても、お客 様が既に提供を受けた旅行サービスに関する旅行契約は有 効に履行されたものとします。この場合お客様と当社との**契** 約関係は、将来に向かってのみ消滅します。
  - (イ)当社は旅行代金のうち、お客様がいよだその提供を受けていな い旅行サービスに係る費用から、当社が当該サービスを提供する 運送・宿泊機関等に支払又はごれから支払うべき取消料、運約 料その他の名目による費用を差し引いて払い戻します。

#### 16.旅行代金の払戻し

- 当社は、第10項、第12項、第13項(2)、第14項及び第15項の規 定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始 前の解除による拡戻しにあっては解除の翌日から起算して7円以内に 減額又は旅行開始後の解除による拡展したあっては契約書面に記載 した旅行終了目の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金 類を払い戻します。
- (1)の規定は第20項又は第24項で規定するところにより、お容 様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではあり

当社は、第15項(1)(ア)又は(エ)の規定によって、旅行開始 後に旅行契約を解除したときは、お客様のご依頼に応じてお客様 が当該旅行の出発地、解散地等に戻るための必要な旅行サービ スの手配を引き受けます。この場合に要する一切の費用は、お客 様の負担とします。

#### 18 旅程管理と添乗員等

- 当社は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を 確保することに努力します。ただし、お客様と当社がこれと異なる特 約を結んだ場合には、この限りではありません。
  - (ア)お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれ。 があると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの 提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
  - (イ)(ア)の措置を構じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更 せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、 旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行 日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行 ナービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが 当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、 契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- 当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、バンフ ンット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場 所に帰着(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所まで の間を、航空機又は対車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合

- は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別 逸旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれま
- (3) (1)の業務は、深乗員の同行する旅行にあっては滋乗員が、滋乗 負が同行しない場合は現地係負又は現地において当社が手配を代行 させるもの(以下「子配代行者 |といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係 曇又は手配代行者等を含みよす。) の連絡先を確定書面(最終日程 表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当社は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態 にあると認めたときは、必要な措置を請じることがあります。この場合 において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、 当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当 社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いただきます。

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動してい ただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施す るための当社(流乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。 の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱 し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

#### 20.当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者 が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られ た損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内 に当社に対して運知があったときに限ります。また、手荷物について生 したの損害については、損害発生の翌日から起算して、14日以内に当 社に対して適知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を 限度(当社に故意又は重人な過失がある場合を除きます。)として賠 信します。
- (2) お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与 し得ない事由により損害を被られたときは、当社はお客様に対して (1)の責任を負いません。ただし、当社又は手軽化行者の改意又は過 失が証明されたときは、この限りではありません。
  - (ア)天災地差、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の金 更利人は旅行の中上
  - (イ) 遺送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために 4じる旅行日程の変更若しくは旅行の中上
  - (ウ)官会署の命令,外国の出人国規制、伝染病による障難又はごれ らのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
  - (工)自由行動中の事故
  - (才)食中毒
  - (力)盗難
  - (キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又は これらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

#### 21.特別補償

- (1) 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、そ の募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身 体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様 又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害神償金、過院見舞金及 び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院 日数により1万円~5万円、入院見舞金として入院日数により2万円~ 20万円、死亡補償金として、1.500万円です。また、携帯品に損害を 被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払いま す。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき16万円を限 度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円 を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、青亜品、磁気ディスク その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償 しません。
- (2) お客様が暴集型企画旅行参加中に被られた掲書が、お客様の故 う、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い 運転、疾病等のほか、薬集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動 中のスカイダイビング、ハンググライダー搭具、超軽量動力機(モー ターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等) 措乗 ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故に よるもの等約款の別紙 | 特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に 該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞合を支払いません。た だし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれていると きは、この限りではありません。
- (3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切 行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った 損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集 型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が難脱及び復帰 の予定目時をあらかじめ当社に届け出ることなく離脱したとき又は 復帰の予定なく離脱したときは、難脱のときから復帰までの間又は その難順したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしません。

- (4) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任 を負うときは、(1)による補償全は当社が負うべき損害賠償金の一 部(又は全部)に充当します。
- 当社が(1)による補償金支払義務と第20項により損害賠償義 絡を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはそ の金額の限度において補償金支払義務. 損害賠償義務とも履行さ れたものとします。

#### 22.オブショナルツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお各様を対象として、別途の旅 行代会を収受して実施する募集型企画旅行(「以下」オブショナルツ アーといいます。)のうち、当社が終行企画・実施するものの第21頃の 適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱 います。当社が旅行企画・実施するオブショナルツアーは、パンフレット 等に「旅行企画・実施:当社(又は名鉄観光サービス)」と明示します。
- (2) オブショナルツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社で ある旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型全画旅行 ではありません。
  - (ア)お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。 (イ)契約はオブショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が 定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用され ません。
  - (ウ)契約の成立は、オブショナルツアーを旅行企画・実施する旅行
  - 会社等が承諾したときに成立します。 (工)契約成立後の解除、取消料については、お中込みの際、オブ ショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認くだ
  - (オ) 当社以外がオブショナルツアーを旅行企画・実施する旅行会 社等が実施するオブショナルツアーは旅程保証の対象とはな りません。
- (3) 当社は、オブショナルツアー参加中のお客様に発生した第21頃 で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞 金を支払います。
- 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポー ツ等を記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参 加中のお容様に発生した損害に対しては、当社は第21項の特別補 **復規程は適用しますが、それ以外の責任は負いません。**

#### 23.旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合 は、お支払対象旅行付金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償 金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし 当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(工)に該当する場合は、変更補償金 を支払いません。
  - (ア)契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであるこ とが明白な場合くただし、サービスの提供が行われているにも かかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の 不足が発生したこと(いわゆるオーバープッキング等)による 場合は除きます》
  - a.旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
  - b.戦制
  - 0.暴取
  - c. 自公署の命令
  - e.欠.航,不通、体業等の運送·宿泊機関等の旅行リーピス提供の
  - f.遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運 送サービスの提供
  - g.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置
  - (イ) 第20項の規定に基づく当社の責任が明らかであるとき。 (ウ) 第12項、第13項、第14項及び第15項の規定に基づき旅行 契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更で あるとき。
  - (エ)パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序 が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供 を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更 _ お支払い対象旅行代金 補償金の額 1件につぎ、記の率		
	旅行開始前	旅行開始後	
<ul><li>①契約書面に記載した旅行開始 日又は旅行終了日の変更</li></ul>	1.5%	3.0%	
②契約書面に記載した観光施設 (レストランを含みます。)その他 旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%	
③契約書面に京献した注送機関の 等級又は設備のより低い料金の ものへの変更(芝更後の等級及 び設備の料金の合計類が契約書 面に記載した等級及び設備のそ れをト回った場合に限ります。)	1.0%	2.0%	

②契約書面に記載した運送機関の 種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
の契約書面に記載した本邦大の旅行開始地たる空港又は旅行終了 均たる空港の異なる使への変更	1.0%	2.0%
多契約書面に記載した木料内と木 が外との間における直行使の乗 総便又は延由便への変更	1.0%	2.0%
<ul><li>受約署面に記載した宿泊機関の 相須又は各称の変更</li></ul>	1.0%	2.0%
③契約書面に8.3戦した宿泊機関の 容室の種類、設備、景観その他の 容室の条件の変更	1.0%	2.0%
③前各号に掲げる変更のうち契約 書面のツアー・タイトル中に記載 があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1)「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通 如した場合をいい。「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以 降にお客様に選知した場合をいいます。
- 注2)確定書面が交付された場合には、「投約書面 とあるのを「確定書面 と勁 み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内 容と確定書面の記載内容との商文は確定書面の記載内容と実際に提供 された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更 につき1件として取り扱います。
- 注3)第3号又は第4号に掲げる変史に係る軍送機関が宿泊施設の利用を伴う ものである場合は、「油につき1件として取り扱います。
- 注4)第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより 高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注6)第4号又は第7号右にくは第8号に掲げる変更が1美華的等又は1泊の中 で複数生じた場合であっても、「乗車船等又は、油につき1件として取り扱
- 注6)第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの字を遂用せず、第 9号によります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、 お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた 額を一限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支 払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払い ません
- (3) 当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金 の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により 補償を行うことがあります。
- 当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づ く当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該 変更に係る変更補償金を当村に返還していただきます。この場合、当 社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更 補償金の額とを相殺した残額を支払います。

#### 24.お客様の責任

- お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、不しくはお客 様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた 場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義 務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなけ わばなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービス について、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において 速やがに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその 旨をお申し出ください。

#### 25. 通信契約

- (1) 当社らは、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会 社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定 の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」 (以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミナ、 インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける 場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。 ただし、当社らが提携会社と無著名取扱特約を含む加盟に契約がな いときや、美務上の理由学でお受けできない場合もあります。(受託 旅行会社により当該取扱いができない場合があります。また取扱い 可能なクレジットカードの種類し受託旅行会社により異なります。所 定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいた だく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)
- (2) 遺信契約により旅行契約を結結するときの旅行条件は、通常の 募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご 案内します。

- (ア) 遺信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集型 企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番 号」、「カード有効期限」等を当社らにお申し出いただきます。
- (イ) 遺信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社 らが契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、 ファケシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの 場合は当社らが契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達 した特に成立するものとします。
- (ウ) 遺信契約での「カード利用目」は、会員及び当社らが旅行契約に 基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前 者は契約成立日、後者は契約解除のお中出のあった日となります。

#### 26.その他

- (1) お客様が個人的な案内、貨物等を添乗員、現地保員等にご依頼 された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴 う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に 伴う特費用及び別行動手配のために乗した諸費用が発生した場合 は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の使宜を図るために、土産物店等にご案内することがあ りますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- 当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社の マイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサー ビスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社 に行っていただきます。なお、利用航空会社の変更等により、お客様 が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなっ たときでも、理由のいかんを問わず、当社は第20項(1)の責任を負 いません。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知ら せする連絡先にご連絡ください。

#### 27.旅行条件·旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれパンフレット等に明示し

#### 28.弁済業務保証金制度及びボンド保証制度

当社は、一般社団法人日本旅行業協会の保証社員になっておりま す。当社と旅行契約を締結したお客様は、その後の経過から当該契 約に関レ当社に対して債権を取得した場合で当社からその支払い を受けられなかったときは、弁済業務保証金制度により、原則として、 一定額に達するよで弁済を受けることができます。

また、当社は、一般社団法人日本旅行業協会のポンド保証会員にも なっております。当社と旅行契約を締結したお客様は、上記のような 事態が生じた場合であって、上記の一定の弁済限度を超えたことを 理由に弁済を受けられなかった場合、一般社団法人日本旅行業協会 のポンド保証制度により、原則として、 定額に達するまで弁済を受 けることができます。

#### 29.個人情報の取扱い

- (1) 当社及びバンブレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅 行業者(以下「販売店」といいます。)は(以下、両者を合わせて「当 社等」といいます。)、旅行申込みの際に提出された申込書に記載さ れた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させてい ただくほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運 送・宿泊機関等く主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット 記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までにお送りする確 定書面に記載されています。)の提供するサービスの子配及びそれ らのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。)に 必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保 する保険の手続き上必要な範囲内,並びに旅行先の三差品店での お客様の買い物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・信泊 機関等、保険会社、上産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先。 バスボート番号及び搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方 法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際に は、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくもの とします。
- (2)このほか、当社等では、旅行保険等旅行に必要な当社等と提携する 企業の商品やサービスのご案内、当社等の商品やキャンペーンのご 案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートの お願い、特曲サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するた めのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報 を利用させていただくことがあります。
- (3)当社等は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程 に大幅な変更があった場合等に備え、お客さよの旅行中の国内連絡 先の方の個人情報をお何いしています。この個人情報は、お客様に 傷病があった場合やお客様のご旅行日程に大幅な変更があった場 全、その他等で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社等が認 めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の 個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意 を得るものとします。
- 上記のほか、当社の個人情報の取扱いに関する方針については、 当社の店頭又はホームページ(http://www.nwt.co.jp)でご作認 ください。なお、販売店の個人情報の取扱いに関する方針について は、お客様ご自身でご確認ください。